

愛西市と日本生命保険相互会社名古屋支社との包括連携に関する協定書

愛西市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社名古屋支社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、市民の福祉の向上、地域の活性化等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。

- （1）健康増進・疾病予防に関すること
- （2）高齢者の介護・生きがい増進に関すること
- （3）児童・青少年の健全育成に関すること
- （4）文化・スポーツ振興に関すること
- （5）その他、甲及び乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から本協定の改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ず第三者に開示、漏えいしてはならず、本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定終了後も、前項に定める義務を負うものとする。

(協議事項)

第5条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和8年2月16日

(甲) 愛知県愛西市稲葉町米野308番地
愛西市

市長 日永 貴章

(乙) 名古屋市中区錦2丁目14番21号円山ニッセイビル16F
日本生命保険相互会社 名古屋支社

支社長 岩井 誠